

第三十九回国会 参议院 建設委員会 會議録 第五号

昭和三十六年十月十七日(火曜日)

午前十時三十四分開会

委員の移動

十月十三日委員徳永正利君、青田源太郎君及び井川伊平君辞任につき、その補欠として小沢久太郎君、村松久義君及び太田正孝君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 後藤 義隆君
理事 田中 清一君

委員 武藤 常介君
村上 春藏君
内村 清次君
稲浦 鹿藏君
岩沢 忠恭君
太田 正孝君
米田 正文君
田中 一君
武内 五郎君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

國務大臣 中村 梅吉君

建設大臣 齋藤 常勝君
建設省住宅局長 齋藤 常勝君
事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○宅地造成等規制法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(後藤義隆君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

初めに、先刻の委員長及び理事打合会の結果について御報告いたします。まず、本日の委員会についてでありませんが、宅地造成等規制法案の逐条説明の聴取、続いて質疑を行なうたいと存じます。

○委員長(後藤義隆君) 次に、参考人の出席要求についてお諮りいたします。宅地造成等規制法案につきまして、来る二十四日、参考人の意見の聴取をいたしたいと存じますが、さよう決することに御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(後藤義隆君) 御異議がないと認めます。それでは、参考人の人選等につきましては委員長に御一任願います。

○委員長(後藤義隆君) 宅地造成等規制法案を議題にいたします。逐条的に補足説明をお願いいたします。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいま議題となりました宅地造成等規制法案につきまして逐条説明を申し上げます。

第一章総則といたしましては、第一条は、この法律の目的を定めたものでございます。市街地または市街地とな

らうとする土地の区域内において、宅地造成に伴い、がけくずれ又は土砂の流出による災害の発生することを防止することを目的とし、その目的を達成するため、宅地造成に関する工事等について、災害の防止のために必要な規制を行なうための規定を定めることといたしております。

第二条は、この法律において使用している特別の用語の定義を掲げてございます。

第一号は、宅地について定めてございます。宅地とは、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共施設の用に供せられていない土地以外の土地をいうことといたしております。

第二号は、宅地造成について定めてございます。宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行なう土地の形質の変更で政令で定めるものをいうことといたしております。

第三号は、災害について定めてございます。この法律でいう災害とは、がけくずれまたは土砂の流出による災害に限定いたしております。

第四号は、設計について定めてございます。設計とは、その者の責任において、宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面及び仕様書を作成することをいうことといたしております。

第五号は、造成主について定めてございます。造成主とは、宅地造成に関

する工事の請負契約の注文者、または請負契約によらないでみずからその工事を施行する者をいうことといたしております。

第六号は、工事施行者について定めてございます。工事施行者とは、宅地造成に関する工事の請負人、または請負契約によらないでみずからその工事をする者をいうことといたしております。

後者の場合においては、第五号の造成主と工事施行者とを兼ねることになるわけでございます。

第二章は宅地造成工事規制区域についての規定でございます。

第三条は、宅地造成工事規制区域、以下規制区域と略称して申し上げますが、その区域の指定の要件及びその手続について定めてございます。

第一項は、建設大臣が規制区域として指定することができるとし、その要件、及びその手続を定めたものとございます。この法律は、宅地造成に伴い生ずる災害を防止することを目的としており、その要件、そのよう

な災害の生ずるおそれの著しい市街地または市街地とならうとする土地の区域を規制区域として指定することといたしております。その指定は、関係都道府県の申出によることとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市、いわゆる五大市でござい

ますが、その指定都市におきましては、その指定都市の申出によることと定めてございます。以下都道府県または都道府県知事と申したときは同様でござ

います。その申出の際には、あらかじめ市町村の長の意見を聞かなければならないこととして、市町村の意見を十分に反映させることといたしております。

第二項は、前項の指定は、規制区域内の土地の形質の変更が制限されるなどの私権の制限を伴うものでござい

ますので、規制区域の指定は、この法律の目的を達成するため必要最小限度のものとしなければならぬ旨を定めたものでございます。

第三項は、規制区域の指定は官報に告示することによって行なうことを定めてございます。

次に第四項は、規制区域の指定またはその申出のため、測量または調査を行なう必要がある場合には、建設大臣もしくは都道府県知事等が、他人の占有する土地に立ち入ることができると、及びその手続について定めてござ

います。住宅地区改良法、地すべり等防止法等には同一の規定がござ

います。

第五項は、測量または調査を行なうにあたって、必要な障害物の伐除及び試掘等を行なう場合には、市町村長等の許可を要すること及びその他所要の手続を定めてございます。前条と同じく、住宅地区改良法等と同様の規定であります。

第六項は、他人の占有する土地に立ち入る場合、または障害物の伐除もしくは試掘等を行なう場合に、携帯すべき身分証明書または許可証について定め

て

て

てございます。

第七条は、測量及び調査に必要な立ち入り、障害物の伐除等に伴う損失の補償について定めてございます。

第三章は宅地造成に関する工事等の規制でございます。第八条は、規制区域内において宅地造成に関する工事を行なうとする造成主は、都道府県知事の許可を受けなければならないことを定めてございます。

第二項は、都道府県知事は、許可の申請にかかる宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、許可してはならないことを定めてございます。

第三項は、都道府県知事は、宅地造成に関する工事の許可をする際には、災害を防止するため工事中の安全措置等必要な条件を附することができるとを定めてございます。

第九条は、規制区域内で行なわれる宅地造成に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の設置等災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならぬ旨を定めてございます。なお、政令でその技術的基準のうち都道府県の規則に委任した事項に関しまして、都道府県知事が規則を定めたときは、その規則に従つたものでなければならぬことと定めてございます。

第二項は、前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち、大規模でむつかしいものは、一定の資格を有する者の設計によらなければならぬことと定めて、工事の安全性を確保しようとしたてでございます。なお、設計者の資格については政令で定めることといたしてございます。

第十条は、宅地造成に関する工事の許可の申請があつた場合における都道府県知事のなすべき処分及び通知の方法について定めてございます。

第十一条は、国または都道府県が規制区域内のみならず宅地造成に関する工事を行なう場合の特例について定めてございます。

第十二条は、許可にかかる工事が完了した造成主は、都道府県知事から工事完了の検査を受けなければならないことを定めてございます。

第二項は、検査に合格していると認められたときは、検査済証を交付すべきことを定めてございます。

第十三条は、都道府県知事が行なう監督処分について定めてございます。

第一項は、都道府県知事は、偽りその他不正な手段により宅地造成に関する工事の許可を受けた者またはその許可に附した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができることを定めてございます。

第二項は、都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内で行なわれている宅地造成に関する工事で、許可を受けな

いもの、許可に附した条件に違反したもの、及び宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置の講ぜられていないものについては当該造成主、当該工事の請負人または現場管理者に対して、工事の施行の停止を命じ、または擁壁もしくは排水施設の設置、その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができることを定めてございます。

第三項は、宅地造成に関する工事が完了した宅地で、都道府県知事の許可もしくは検査を受けなかつたもの、ま

たは宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置の講ぜられていないものについては、都道府県知事は、その宅地の所有者、管理者もしくは占有者または造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、もしくは制限し、または擁壁もしくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため、必要な措置をとることを命ずることができることを定めてございます。

第四項は、都道府県知事が、前三項の処分または命令を行なうとする場合においては、聴聞を行なわなければならないことを定めてございます。

第六項は、都道府県知事が措置命令を発する者を知ることができない場合における代執行について定めてございます。

第十四条は、宅地や宅地造成に関する工事の実情を把握しておくため、規制区域内の宅地において、規制区域指定の際、現に行なわれている宅地造成に関する工事の造成主、及び擁壁または排水施設に関する工事その他政令で定める工事を行なうとする者、並びに宅地以外の土地を宅地に転用した者は、それぞれ一定の期間内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならないことを定めてございます。

第十五条は、規制区域内の宅地の所有者等は、宅地造成に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならないこと、及び都道府県知事は、規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認め

る場合は、その宅地の所有者等に対して、宅地造成に伴う災害を防止するため、必要な措置をとることを勧告をすることができるとを定めてござい

ます。

第十六条は、すでに造成された宅地に対する改善命令について定めたものと定めてございます。

すなわち、第一項におきまして、都道府県知事は、規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁または排水施設が設置されていないか、またはきわめて不完全であるため、これを放置しておけば、災害の発生のおそれがあるものについて、その著しいおそれを除去するため、必要であり、かつ土地の利用状況等からみて、相当な限度で宅地所有者等に対して、擁壁もしくは排水施設の設置等の工事をするを命ずることができることとして、危険な状態を放置すれば災害の生ずることが明らかで宅地について、安全を確保する措置を講ずることができるといたしてあります。

第二項は、前項の場合において、都道府県知事は、宅地所有者等以外の者の行為、たとえば隣地における土地の形質変更等により、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが生じたことが明らかで宅地について、その行為をした者に工事をするを命ずることについて、その宅地所有者等に異議がないときは、その行為をした者に対して必要な措置をとらせることができることとして、その行為をしない宅地の所有者等に過重の負担をかけることのないように、均衡をはかることといたしてございます。

第三項は、前項の場合における聴聞及び代執行について定めてございます。

第十七条は、都道府県知事は、その命じた者、もしくは委任した者が、許可、監督権限等の権限を行なうた

る必要がある限度で、規制区域内の宅地に立ち入り、当該宅地または当該宅地で行なわれている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる旨、及びその手続等について定めてござい

ます。

第十八条は、都道府県知事が、規制区域内の宅地所有者等から、当該宅地又は当該宅地において行なわれている工事の状況について、報告を求めることができるとを定めてございます。

第四章は雑則でございますが、そのうちの第十九条は、第八条第一項の許可の申請をしようとする者は、三万円をこえない金額の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならないことといたしてあります。

第二十条は、市町村が、都道府県知事に規制区域内の宅地造成に伴う災害の防止に關し意見を申し出ることができるとして、市町村の意見が都道府県知事に反映することとしてござい

ます。

第二十一条は、都道府県知事のした処分または命令に対する訴願について定めてございます。

第二十二条は、この法律の実施のため必要な規定を政令で定めることができる旨を定めてございます。

第五章は、罰則について定めてござい

ます。

附則につきましては、第一項は、この法律の施行の日について定めてござい

ます。

第二項の建設省設置法の一部改正は、宅地造成等規制法の施行に関する事務を建設本省の所掌事務に加えたものでございます。

第三項の建築基準法の一部改正は、

規制区域内において、都道府県知事の許可を受けて工事を施行する擁壁については、建築基準法の確認等に關する手続等の規定は適用しないことと改めたいのでございます。

以上でこの法律案の逐条ごとの説明を終わりますが、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いします。

○委員長(後藤藤雄君) これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○田中一君 政令ができていますか。

○政府委員(齋藤常勝君) 政令につきましては、大體の原案は今できておるのですが、まだ検討している点もございませう。

○田中一君 検討しているなら検討している中の草案でいいから出していただきたい。

○政府委員(齋藤常勝君) 提出いたします。

○田中一君 それから委員長に一任するといふ参考人はどういふ人たちをどういふ観点からお呼びになるのか、ひとつ議事録つけてもつけないでも説明していただきたいと思ひます。

○委員長(後藤藤雄君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(後藤藤雄君) それでは速記をつけて。

○田中一君 それからこの第十三条の4の聴聞を行なうといふことの範圍は、これは政令で定めるわけでも何でもない、何かわからぬ様には、聴聞を行なうといふのが、聴聞を受けるのは、いわゆるそれだからどういふものを受ける

ということなのか、これはどういふ形で聴聞会を設けようとしているのか、それ、一応その考え方があつたら、それも資料で出していただきたい。

○政府委員(齋藤常勝君) 資料を提出いたします。

○田中一君 それから二条の六、工事施行者、これが請負人といふ言葉を使つてはいるけれども、われわれの通念として請負人といふと、建設業者といふように通念を持つので、それ、建設業者との関係を持つのか、もしも建設業者との関係があるならば、はつきりと建設業者と書けばいいのであつて、ここに請負人とだけと書いてはいる理由が明らかでないから、これも何か根拠があるなら資料で出して下さい。現に建設業者といふ法律があつて建設業者といふものがございませう。これが大體目的も性格も範圍もすつきりきまつていませう。しかしながらここに初めて工事施行者としての工事請負人といふことになつては、従つてこれは新しくどういふものを作らうとするのか、業者をどう作らうとするのか、業者でないで、これもひとつ答弁じゃなく出て下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) はい。

○田中一君 それから九条の2、「政令で定める資格を有する者の設計」、これもいろいろ建築の方の技術家の方は建築士法とかあるけれども、これは建設じゃなくともまあ通念として考えられる土木工事なんだが、これはそうすると、どういふ者を考へて新しいといふ資格をきめるということになるのか、そんなことを一方向的に政令できめ

るといふことではないのか、これはなかなか問題があるので、従つて何を考へていふかです、これも資料で出していただきたい、一応。

○政府委員(齋藤常勝君) 資料を提出いたします。

○田中一君 それから大體この法律は、許可の宅地造成の工事で、それから建築基準、技術基準等はこれはどういふものを考へるか、一べん拝見します、基準があると思ひますが、これを明らかにしていただくために資料を出していただきたい。

○政府委員(齋藤常勝君) 提出いたします。

○田中一君 建築基準法では許可日数というものがございませう。届けを出して許可日数をきめておる。これはきめておらぬ。これは新しくどういふ方向で許可といふものをきめようとするのか。建築基準法では一週間以内とか二週間以内とかきめておる。これは一年たつても二年たつても許可できないこととするのもあり得ると解釈できるけれども、政令に何も委任してないから、その点は義務づけて下さい、一年も二年もかかっちゃ困る。

○政府委員(齋藤常勝君) 本法におきましては、第十条に「都道府県知事は、第八条第一項の許可の申請があつた場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならぬ」といふ規定がありまして、遅滞なくやるということになつておる。

○田中一君 遅滞なくといふことは、図面上の条件さえ合えば許可するといふことなのか、あるいは現在何十万坪という土地造成の申請があつた場合、遅滞なくといふのは一年か二年かわか

らぬ。遅滞なくといふあいまいなことではなく、建築基準法では、はつきりこれこれのものは一週間以内、二週間以内、三週間以内とこうなつていませう。それとこれとの許可条件といふものは異なつておるから伺つておる。遅滞なくといふあいまいなことではなくはつきりして下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) おっしゃる通り建築基準法におきましては二十一日という期間がございませうけれども、今お話しのごときになりましたように図面だけで許可するといふことのできない場合もございませう。実地を十分に調査した上でなければ許可ができませんといふことがございませうので、遅滞なくといふようなことで、できるだけすみやかに許可または不許可の処分をするように考へたわけでございませう。遅滞なくと申しますときには、われわれ考へておきますのはすみやかにといふことよりは若干おくれると思ひますけれども、おくれることがないといふこと、おくれる程度でございませう。今日申し上げましたように建築基準法では二十一日というふうな規定しておりますけれども、二十一日以内に確認できないときには責任が不明確になるといふことを考へまして、本条では期日をきめなかつたのでありますが、われわれは大體建築基準法並みといふようなことで運用して参りたいと、このように考へておるのであります。

○田中一君 それから許可をされた土地造成事業なり、それから現場の監督を再三再四行なつて、大規模なものあるいは非常な危険を伴うものは、基準どおりいつていかどうかという現場の検査を何回かするでしよう、重いもの

の軽いものについて。それでなおかつ崩壊した場合には、これは損害補償の責任はどこにあるんですか。それで、行政上の責任あるいは財産上の責任補償、それから不可抗力なものはどういふ工合に判定するの。神戸のような場合を見ても、はなはだ迷惑な話なんです。下で何人か、五人も六人も死んでいませう。そんな危険なところにあつて再びそこに住めないようになると、大きな責任があると思ひ、その点は明確になつておらぬ。一、許可したといふことは、その許可した者の責任になるのか、損害補償はそのときどうなるのかという点は、どこで明らかになりますか。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいまの御質問は、許可をいたしまして、そのあとでがけが起つたといふ場合に、許可しました都道府県の責任はどうかといふような御質問と考へます。結論的に申しますと、一般的には知事には責任がないといふふうな考へておる。もしかりにありとしますと、どういふ場合にあるかといふことになりませう。許可とあるいは監督、検査に当たりました職員が、故意または過失によりまして、法律上許されていなくとも、それが原因となりまして災害が起つたといふ場合におきましては、これは国家賠償法の規定によりまして、国または都道府県が賠償責任を負うといふことが考へられます。この場合におきまして、その職員の故意または過失といふものと、起りました災害との因果関係といふものが問題になりまして、その因果関係がきつて明確であるといふことが証

明された場合におきましては、国家賠償の問題が生ずると思うのでございませぬ。なお、国といたしましては、その職員に故意または過失があった場合におきましては、その職員に對しまして求償権を發動するというような格好になつております。

○田中一君 資料を要求します。国家賠償法で判決の出た事件の、提訴から判決までの判例を十ぐらい出して下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) そのような資料をもちろん調査いたしますが、はたして十あるかどうか、特に宅地に關しましてのそういう問題があるかどうかにつきましては、ちよつとこの席では御答弁いたしかねますけれども、御要望に沿うようにできるだけ調査いたします。

○田中一君 御要望に沿うようにじゃない。絶対にござなければこの審議は進みませんよ。なぜかという、考えてこらんない。すべてあなた方は法律を作つて、不可抗力なものだ、不可抗力は不可抗力だといつて逃げちゃうし、それからたとえば監督するところが、最高三万程度の手数をもちつた行政部門が、神戸のように背後に山をかかえてるところが一べんに八百件も申請があった場合に、一休そんなものは図面のほかに、コンクリートを打つたものを掘り返して実際に杭を打っているかどうかというのを調べることではできない。そうして受けた災害というものは、運が悪いといつて片付ける。国家賠償法で請求しても、それが一体いつどういう形で解決する、かというのを考えると、これは無責任きわまる立法なんです。それは無論ど

こに原因があるか、裁判してもどうていかわかるものじゃないですよ。往々にして異常な天災地変等によつて発生するところの災害が多いわけなんです。その異常度というものが以上は、国家賠償法で云々なんていうことを簡単に言うけれども、はなはだ迷惑なのは国民なんです。これによつて被害を受けた国民なんです。だからあなた方がその簡単にあっさり、その場合には国家賠償法で請求なさいということをやると、実際に国家賠償法でその損害を補償されたというものが、どういう形であるかということをおあなた方が知つて下さい。法律を作るあなた方が身が、立案するあなた方がほんとうに知つて書きなさい。こういう点ははなはだ不十分ですから一べん調べて下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) 十分調査しまして提出いたします。

○田中一君 ほかの質問は次に譲ります。

○田上松衛君 こまかいことはあとに譲りますけれども、いろいろ善意の了解をしてもらいたいことは、この法案が時代の要求であるのだ。したがつてこの法案を提出されたことに對しては賛意を表しておくのだ、この場合だけ一つ申し上げておきたいと思つたのであります。ただこの案の内容に不明確な点があつたり、あるいは不十分な点がたくさんある。十分あと時間をかけて質問申し上げる機会があるかどうかと考へるわけですが、きょうまずお聞きしておきたいことは逐次申し上げますが、第一に、あくまでこれは都道府県の申し出に基づいてこれをやるということなんです、その申し出がない場合に

はどうするか。
○政府委員(齋藤常勝君) 原則として、設大臣が指定するということの規定しておるわけにございまして、申し出がありませぬときは、しかも建設大臣が必要であるという場合には、おきましては、地方自治法の規定に基づきまして都道府県に對して勧告をする、ということもあり得ると考へております。

○田上松衛君 第二条の一、宅地の定義、「農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定め公共の用に供する施設の用に供せられてゐる土地以外の土地をいう」としてある。具体的に申し上げますと学校の庭はどうなのか、いわゆる校庭はどれにはまるか。

○政府委員(齋藤常勝君) だいまの御質問の学校の庭は、ここでいう宅地に入るというように解釈しております。

○田上松衛君 「政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられてゐる土地以外の土地」と定義してあるのですが、そこでここへこれが入るといふのはどういふことなんでしょうか、明確にして下さい。この文章でいうと学校の庭は入らぬといふことになるので、そこへこれが入るとされるのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいま政令の案の中で考へております公共用地といふものにつきましては、ここに書いてあります道路、公園、河川その他につきましても、砂防法による砂防設備でありまつか、あるいは運河法による運河の用に供する施設、あるいは日本国有鉄道法または地方鉄道法によ

る地方鉄道もしくは索道で公共の用に供する土地、あるいは軌道法による軌道といふようなものを現在予定しておりまして、そういうようなものはここでいう「公共の用に供する施設の用に供せられてゐる土地」というように政令で指定したいといふふうな考へております。

○田上松衛君 同じく二条の五及び六の両方に関するのですが、造成主の場合、工事施行者の場合、さつき田中委員もこのことに若干触れておつたようですが、「工事の請負契約の注文者又は」その以下の「請負契約によらないでみずからその工事をする者」を造成主といふわけですね、それからその次の六の場合でも、同じ文章で「請負契約によらないでみずからその工事をする者」を工事施行者とする。一体この場合は「請負契約によらないでみずから工事をする者」が造成主であつたり、工事施行者であつたり、どつちにもこれははまるという意味なんです。

○政府委員(齋藤常勝君) 總括的に申し上げますと、宅地造成をやる場合におきましては、宅地造成主は請負契約をやりまして、その工事だけは請負人にやらせるといふ場合と、それから工事につきましても自分でやるといふ場合と二つあるわけにございまして、したがいまして、今御指摘になりました請負契約によらないで、みずからその工事をやる者といふのは、造成主であると同時に工事施行者であるといふことに相なるわけにございまして、これは、その後規定してございます条文の適用において、造成主を規制する場合と、工事施行者を規制する場合と、両方ございまして、みずからやる場合におき

ましてはこの二つが同一人になる、こゝういふことになるわけにございませぬ。
○田上松衛君 今のに關連するのですが、工事完了の検査、第十二条に關連する問題ですが、その検査済証といふものは造成主にだけ交付することになつておられますね。十二條の二項です。そうすると、一休、みずから工事をやる場合には工事施行者であるのだ、この場合に當てはめてみると、どうなんですか、これは。
○政府委員(齋藤常勝君) 検査済証を造成主に交付すると申しますのは、宅地造成をやる主体はあくまでも造成主でございませぬ。したがつて造成主に検査済証を交付するということにいたしたわけにございませぬ。

○田上松衛君 そこで疑問があるのですが、わざわざ号を別にしまして六号に工事施行者とは何をいうかの定義がある。工事施行者とは「……又は請負契約によらないでみずからその工事をやる者」をいう。だからこの場合は完全に工事施行者なんです、逆にお聞きしますけれども、十二條の規定の中では、検査済証を造成主もしくは工事施行者に交付しなければならぬとする必要はないのかどうか、こゝう聞いた方が早道ではどうか。

○政府委員(齋藤常勝君) 先ほども申し上げましたように、宅地造成をやる主体は造成主でございまして、そのときに工事をやる者が請負人であつたり、または自分であつたりする場合にございませぬから、造成主に交付するものとなつておられますのは、一切を含むといふことになつておられます。

○田上松衛君 第三条に移ります。指定都市と都道府県との意見が相違する

伐採、土地の試掘等に関することにおいては、この事柄はまるで共産主義者が作った法文のような気がしてしようがないという気持だけを申し上げて、何かあとでこれに対しての意見等は後日に譲ることにいたします。

○政府委員(齋藤常勝君) まあいろいろ御心配の点があると思えますけれども、こういうような条文の立て方と申しますか、法制のし方というものにつきましては、先ほど逐条説明のときにも御説明申し上げましたように、住宅地区改良法、地すべり等防止法というようなものについて前例がございまして、こういう法制で従来はよろしいということになっておるのでございまして、私の説明に不十分の点があるとは思いますが、御了承いただきたいと思えます。

○田上松衛君 あとでこの問題については、また十分時間をかけて、しっかりとどつちもが心配のないような工合にしていきたいと考えておるわけでありませう。

時間の関係がありますからずと飛びまして、十三条の監督処分の問題、この中の六項について一番しさいのところでは、都道府県知事またはその命令、もしくは委任した者がその措置を行なうべき旨をあらかじめ公告しなげやならぬ。これは当然こうでなければならぬと思うのですが、一つ心配になりますのは非常災害、あくまでこれは法の建前が災害防止というところから出発しておるわけなのですから、それにかんがみで見ますと、こういう場合はいわゆる緊急非常時の場合というものが相当考慮されておかなきゃならぬと思うのでございませう。

だ文章このままで「あらかじめ公告しなければならぬ」、公示した上でなければできぬということになると、実際問題としてはずいぶん手おくれをする場合があるのではないか。従って緊急非常時の場合における何か方法が考えられるべきだと思ふのだけれども、その条項が発見できないのですが、その点についてはどうお考えになっておりますか。

○政府委員(齋藤常勝君) 緊急な場合というものもあると思えますけれども、あくまで代執行でございまして、あらかじめ公告するということも、あらかじめ公告するということも、措置をとるのが適当であろうというふうな考えでございませう。

○田上松衛君 だから通常の場合、平時の場合においてはこれでやってほしい、頭から押し付けるのじゃなくて、あれをするのだからよく納得させる、あらかじめこれを公示しておいて、そうしてするんだが、そこで、その者の負担において公告させるようにしなげやならぬわけですからね。そこはそうだけれども、私が言うのは、この種の問題は、思わぬところにさつと来た、すぐ手当をしなげやならぬという場合が災害防止なんです。これは、法のねらいというものがそうなんです。私はそのウエートは緊急非常時の場合というものが一番大きく占めるだろうと考へておる。その場合についてはあらかじめ公示しなくても、だれが見てもそれはただ土地がぶつ壊れるとかなんとかということだけにあらざるして、それ以下の影響を受けます下の他人への迷惑が次から次に拡大強化されてしまうんですから、そういう場

合についてはあらかじめ公示を要せずしてやるようなことが、どこかで考えなければならぬのではないかと、その配慮が欠けておるのではないかと、こういうことを申し上げておるわけですよ。

○政府委員(齋藤常勝君) 災害その他につきまして配慮が欠けるところがあるのではないかとお話しでございませうけれども、われわれが考えましたときには、たとえて申しますならば第八条の許可をいたします場合の条件を付するということがございませう。こういうような条件の中身は、さうばどういふものかということになりますと、たとえば梅雨どきにかかっておる、したがって災害が工事中に起るおそれがあるというような場合におきましては、工事の期間を延ばすなりあるいは繰り上げるなり、そういうような施工中に起る災害を未然に防止するための条件をつけるというような配慮をいたしておるわけでございます。またその条件の中にはたとえば緊急の災害の際におきましては、係官の指示に従うべきだという条件も付して、許可を与えていくというようなことで、災害防止ということを考へてきた次第でございませう。

○田上松衛君 たくさんのあれがあるんでございませう、もう二つだけお許しをいただいております。この規制法を適用しない区域における場合であっても、これはやはりこうした危険は当然起こることなんです。この場合はどうなりますか。建前はあくまで宅地造成規制区域内においてのみこれを規定してありますから、区域外の個々の場合ですね、もっとわかりやすく申し上げますならば宅地造成

に伴い、がけくずれまたは土砂の流出を生ずるおそれの著しい、市街地または市街地とならうとする土地の区域だけを対象としてこれは今考へておるわけですよ。そうしたおそれの著しい市街地と考へていなかた場所でも、天がやることですから、これは、天があれだけひとつ災害を持っていこうか、ここは勘弁しておこうかというふうなものではないのであって、こういうふうな区域から外しておる場所に起りますそのところの造成の規制というふうなものは、なんか別の方法でやりになるつもりですかどうですか、これは全然ほうっておけということなんでしょうか。

○政府委員(齋藤常勝君) おっしゃるとおりには本法はあくまでも規制区域を指定いたしましたので、その中の指定の制限をやっておるわけでございます。その指定につきましては、今お話のありましたように、その条件にかなっているところを最小限度に指定いたしました。その中では強力な指定にするように、しからば指定外になった地域はどうなるかというお話しでございますが、これにつきましては行政指導を行なうということになるかと思ひます。また地方公共団体もこの規制区域に指定されていない地域について、別に条例を作つて、もっと軽い規制をするというふうなことは許されていることとございまして、そのような面から行政的な指導によりまして、対象区域外における宅地造成の規制は持つていきたい、かように考へている次第であります。

○田上松衛君 どうもその点がまだ十分納得し兼ねるのでございませう。これはむしろ建設大臣来られましたからお聞きした方がいいと思ひますが、申し上げるまでもなく「この法律は、宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地とならうとする土地の区域内において」だけ適用しよう、こういうことなんです。そうしますと、この区域外における宅地造成工事についての規制は何か別個のものでされようとするのか、ほっとけになるのか、こういうことを今お聞きしておいたわけなんです。今住宅局長のお話では、何か指導等をもつてというふうなこと、あるいはこの後に別個に考へてもいいかのようなふうなことだったのでございませう。一つ明確にお聞きしておきたいと思ふのでございませう。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は国土全体に対して網をかけるということになりますと、なかなか実施上、目が届きかねる、結局法律の施行をいたしたとしても、施行が行き届かないということに相なる危険もございませうので、大体市街地及び市街地とならうという区域、そして宅地造成をして危険を伴うような区域、こういうふうなものは、地元の都道府県において事情に精通した者からみれば、判断が可能でございませうから、そういう判断に基づいて必要なやむを得ざる地域にこのような措置を講じて、今後造成されます宅地の安全を期していききたい、こういう考へ方でございます。ただいま住宅局長もお答え申し上げましたように、その他の地域にも、しからば家を建てる人がないことはいし、災害がこないこと、か、こういうお尋ねのようございませう。

○田上松衛君 どうもその点がまだ十分納得し兼ねるのでございませう。これはむしろ建設大臣来られましたからお聞きした方がいいと思ひますが、申し上げるまでもなく「この法律は、宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地とならうとする土地の区域内において」だけ適用しよう、こういうことなんです。そうしますと、この区域外における宅地造成工事についての規制は何か別個のものでされようとするのか、ほっとけになるのか、こういうことを今お聞きしておいたわけなんです。今住宅局長のお話では、何か指導等をもつてというふうなこと、あるいはこの後に別個に考へてもいいかのようなふうなことだったのでございませう。一つ明確にお聞きしておきたいと思ふのでございませう。

おりの規制が行なわれ、そのとおりの義務が守られておったにかかわらずな
お起こったということになれば、不可
抗力という範圍に民法上もなっていく
のではないだろうか、こう思います。
少なくともこの規制をすることによつ
て、責任の所在が明確になるということ
だけは明らかだと思つております。

○田上松衛君 さつき住宅局長の御答
弁の中で、私が看取した限りにおいて
は、田中君の言われた問題と私はその
次の問題、これは付け加えて申し上げ
ておるわけですが、いずれの場合に
合にしても、いわゆる国家賠償法の規
定に基づいてやるだけだということふ
うにわたるわけですか、したがって、
そこからきますものは、やはりこれに
当たったところの職員が故意または過
失等によつて、そこから生じた災害だ
というふうなことになるならば、職員
に対する一つの懲戒の方法もあるだろ
うしというけれども、そういう場合に
ただ職員を懲戒してみたって何したと
ころで、被害者自身というものに対す
る何かの救済の道がなければ非常に不
安だということ。さつき申し上げ
たように、これは進んでこもこの地
域にも適用してこなければ、法の実際
がどんどん出てこなければ、法の実際
のねらいは達成されないのである。こ
ういうことを考へるときに、法律一点張
りでなくして、何かそうしたにかく
非常にむずかしい手続もやつていくけ
れども、やつてもらえばそれが何と
言つてもこれがいいのだということが
言えるような、そういうようなための
何といひますか、裏づけといひます
か、そういうものがほしいと思つて申
しておるわけなんです。建設大臣のお

話でも不可抗力等の民法上の問題と
おっしゃつたけれども、その点がな
かなか、やはり前に作つた法律ではま
だ非常に不十分なことがいろいろ考へ
られますので、この機会に何とかさう
いうことの裏づけがほしい、こう考へ
ておるわけですか。しかし、この問題は
今ここでしてみても仕方がありません
から、これもひとつ御配慮いただきた
いという要望の程度にしておきまし
て、時間の関係がございますから一応
さきよの場合には質問を終わつておき
ます。

○委員長(後藤藤雄君) 本日の質疑は
この程度にいたしたいと存じます。
これにて散会いたします。
午前十二時散会

十月十二日本委員会に左の案件を付託
された。
一、公共工事費の予算措置適正化に
関する請願(第二〇四号)(第二〇
六号)
一、昭和三十六年八月二十日の集中
豪雨による新潟県長岡市太田川等
の災害復旧事業に関する請願(第
二〇五号)
一、除雪作業費の国庫補助実施に関
する請願(第二八三号)(第三二四
号)
一、長野県三郷村、上高地間スカイ
ライン道路建設促進に関する請願
(第二八四号)(第三二五号)
一、急傾斜地等における土木工事規
制の請願(第三〇一号)
一、北アルプス飛騨側山ろく開発に
関する請願(第三〇六号)
一、産炭地振興計画福岡県伊方ダム

建設に関する請願(第三〇八号)

第二〇四号 昭和三十六年九月二
十九日受理
公共工事費の予算措置適正化に関する
請願
請願者 高知市農人町八 有安
義喜
紹介議員 寺尾 豊君

昨年来の一般産業の好況と建設工事量
の増加に伴い、技能労働者の需要は増
大し、需給不均衡のため必然的に労務
費の値上がりきたし、国ならびに地
方公共団体の施行する建設工事予算編
成にあつて、工事費の大半を占める
労務費の予算査定の基本とされてい
る標準賃金は、実際賃金に比し六十から
八十パーセントの差があり、その後
においても上昇の一途をたどつてい
る現況である。また、建設用諸資材にあつ
ても昨年同期に比し二十から三十パー
セントの上昇を見ており、これら公
共工事に関しても、多大な経済的犠牲
をばらひ出血施行してきたのであるか
ら、本年度施行公共工事に対しては実
情に即した適正なる予算措置を講ぜら
れたいとの請願。

第二〇六号 昭和三十六年九月二
十九日受理
公共工事費の予算措置適正化に関する
請願
請願者 高知県須崎市須崎一、
二、三九 天野剛利
紹介議員 坂本 昭君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じ
である。

第二〇五号 昭和三十六年九月二
十九日受理

昭和三十六年八月二十日の集中豪雨に
よる新潟県長岡市太田川等の災害復旧
事業に関する請願
請願者 新潟県長岡市村松町
金子助七外六名
紹介議員 清澤俊英君 武内五郎
君

八月二十日の集中豪雨によつて、新潟
県長岡市地域内の太田川堤防と、当地
唯一の交通機関である県道柏崎、高
浜、堀之内線がいたるところで欠壊し
たため、家屋をはじめ農地、山林は流
失されるというじん大な被害を受け、
以来輸送は途絶し、日常生活必需品を
はじめとし、繭、供出米の輸送にはな
はだ困難してはるばかりでなく、町内
の復旧資材の運搬にも重大な支障をき
たして、電話電燈もまた完全に復
旧してない実情であるから、すみや
かに太田川を災害助成事業として採択
され、県道の復旧事業とともに早期着
工を図りたいとの請願。

第二八三号 昭和三十六年十月四
日受理
除雪作業費の国庫補助実施に関する請
願
請願者 長野県議会議長 中村
環
紹介議員 棚橋 小虎君

積雪寒冷特別地域における道路交通の
確保に関する特別措置法の対象事業の
うち、除雪作業に要する経費の国庫補
助については、同法制定以来いまだ行
なわれていないが、このような状態
は、立法の趣旨に背反するから、この

除雪費に対する補助制度を確立すると
ともに、とりあえず本年度予算につい
ては、すみやかに補正予算等によつて
措置せられたいとの請願。

第三二四号 昭和三十六年十月五日
受理
除雪作業費の国庫補助実施に関する請
願
請願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じ
である。

第二八四号 昭和三十六年十月四
日受理
長野県三郷村、上高地間スカイライ
ン道路建設促進に関する請願
請願者 長野県議会議長 中村
環
紹介議員 棚橋 小虎君

国際観光地上高地への現在の自動車道
は、二級国道福井、松本線及び主要地
方道上高地公園線によるだけで、峡谷
を縫うこの両線は、自動車交通におい
て、もつとも危険であるばかりでな
く、毎年七、八月の最盛期に土砂崩落
と豪雨による道路欠壊のため、年七回
ないし十五回の交通止めを余儀なくさ
れる現状である。しかるに、松本から
三郷村小倉地帯を経由し、鍋冠山、大
瀧山を経て上高地に至るスカイライ
ンコースは、もつとも安全なルートであ
り、しかも国際観光地としても発展す
る地域であると考へられるから、すみ
やかに本路線の早期実現を図りたい
との請願。

第三二五号 昭和三十六年十月五日
受理

長野県三郷村、上高地間スカイライン
道路建設促進に関する請願

請願者 長野市妻科町長野原謙

会内 佐藤武久外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二八四号と同じ
である。

第三〇一号 昭和三十六年十月五
日受理

傾斜地等における土木工事規制に関す
る請願

請願者 岡山県議会議長 蜂谷
初四郎

紹介議員 加藤 武徳君

宅地需要の増加に伴い、宅地開発事業
が盛んに実施されているが、中には粗
雑な工事により宅地需要者に迷惑を及
ぼすものもあり、また、がけくずれ等
による被害も少なくない、ことに、今
次の集中豪雨による災害発生状況に
徴し、傾斜地、丘陵地などにおける宅
地開発については、安全度の高い良適
な宅地を造成することが緊要であり、
したがって、宅地、地盤の整備、保護
及び道路、給水、排水等の設備につい
て、必要かつ適当な基準を設けること
が急務であるから、急傾斜地等におけ
る宅地造成をはじめとする土木工事の
規制についてすみやかに所要の立法措
置を講じ、災害を未然に防止するよう
配慮せられたいとの請願。

第三〇六号 昭和三十六年十月五
日受理

北アルプス飛騨側山ろく開発に関する
請願

請願者 岐阜県吉城郡上宝村神
坂 野尻和木三

紹介議員 内村 清次君

北アルプスの著名火山である焼岳の飛
騨側山ろくは蒲田川の溪流が岩をかみ
景勝に恵まれている。特に槍穂高と笠
岳連峰の雄大な眺望に恵まれ、絶好の
登山基地として岳人に知られているほ
か、湧出豊かな温泉源が各所にあり将
来を嘱望されているが、残念なこと
に道路が荒廃しているため未開発のまま
放置されている現状である。木地域を
上高地とトンネルでつなぐとすれば
(千八百メートル)スイスの山岳道路に
も匹敵する国際観光道路が誕生するこ
とになるから、この国家的開発事業を
道路公団の手でぜひとも実現せられ
たいとの請願。

第三〇八号 昭和三十六年十月五
日受理

産炭地振興計画福岡県伊方ダム建設に
関する請願

請願者 福岡県田川郡方城町長
倉石文夫

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県三菱方城鉱業所は諸種の理由に
よつて昭和三十八年三月に閉山するこ
とを発表したので、方城町においては
炭鉱閉山後の諸問題について種々研究
の結果、永年の懸案である伊方ダムの
建設を決定した。炭鉱閉山後はその敷
地を利用して化学工場の誘致に努力し
たいが、工場誘致の必須条件は工業用
水の有無によつて決定されるため、ダ
ムの水を工業用に利用するとともに、
かんがい用、飲料水、さらに伊方ダム
は町内最高の位置がダムサイトである
ため水力発電所も可能であるから、本

町の発展のため伊方ダムの建設をすみ
やかに実現せられたいとの請願。

昭和三十六年十月二十一日印刷

昭和三十六年十月二十三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局